

公 示

平成24年度農山漁村6次産業化対策事業に係る 6次産業化推進整備事業の追加公募について

「農山漁村6次産業化対策事業に係る公募要領」（平成24年4月20日付け23食産第3593号農林水産省食料産業局長通知。以下「公募要領」という。）の別表1のⅡ「農山漁村6次産業化対策整備事業」のうち事業No.1の（1）に掲げる「6次産業化推進整備事業」について、広く企画の提案を公募しますので、本事業の実施を希望される方は、公募要領に定めるもののほか、下記に従い御応募ください。

記

1 事業の趣旨

食と農林漁業の再生推進本部で決定された「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」において、「農山漁村に存在する豊富な資源を有効活用し、6次産業化を推進することにより、付加価値を向上させ、雇用と所得を生み出し、農林漁業を更に成長産業化する」とされ、6次産業の市場規模の拡大を目指すこととされたところです。

しかしながら、景気は依然として厳しい状況にあり、農林漁業者等の所得も低下する中で、六次産業化法等の認定事業者は着実に増加しているところであるが、認定者の投資は依然として進みがたい実情にあります。

このため、六次産業化法等の認定を受けた農林漁業者等が農林水産物の高付加価値化等を図るために必要な機械・施設の整備を支援することにより、農林漁業者等による6次産業化の取組を促進し、農山漁村における雇用の創出と所得の向上を図ります。

2 事業の概要

六次産業化法等により認定された農林漁業者等が当該計画を推進するために必要な農林水産物の加工・販売のための機械・施設、生産機械・施設等の整備等を行います。

3 課題提案に際しての注意事項

6次産業化推進整備事業実施要領第9の採択基準等を御参照ください。

4 応募資格及び応募方法

(1) 応募資格

本事業の応募資格については、公募要領第4に掲げる要件を満たす、公募要領別表1のⅡ「農山漁村6次産業化対策整備事業」のうち事業No.1の（1）の項の第4欄に定める団体とします。

なお、公募要領第15に定める女性起業家枠に申請する場合は、次に掲げる要件のいずれかを満たす団体とします。

- ①組織の代表者（代表権を有する者）が女性であること。
- ②組織の役員の過半数が女性であること。

(2) 応募方法

応募方法については、公募要領第10「申請書類の作成及び提出」のほか、以下を御参照ください。

【参考】

- ・農山漁村6次産業化対策事業実施要綱
- ・農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱
- ・6次産業化推進整備事業実施要領

- ・ 6次産業化推進整備事業における費用対効果分析の実施について
- ・ 6次産業化推進整備事業補助対象事業事務及び補助対象事業費の取扱について

5 公募の期間

平成24年9月3日（月）～平成24年10月10日（水）17:00

6 補助金交付候補者の選定方法

公募要領第11に基づき、提出された申請書類等について審査を行い、本事業の予算の範囲内で、得点の高い順に優良な提案を選び、補助金交付候補者を選定します。また、提出された申請書類等については、必要に応じて申請内容についての問い合わせ、追加資料の要求、事業実施計画等の修正及び所要額の減額等を行うことがあります。

7 公募要領等を交付する日時及び場所

(1) 日時：平成24年9月3日（月）～平成24年10月10日（水）

10:00～12:00及び13:00～17:00（土日、祝祭日を除きます）

(2) 場所：「11 問い合わせ先」と同じ

なお、公募要領等は、農林水産省のホームページから印刷することも可能です。

8 課題提案書等の提出期限等

(1) 提出期限：平成24年10月10日（水）17:00必着

(2) 提出先：「11 問い合わせ先」と同じ

(3) 提出部数：・ 応募申請書（別紙様式11-1）
 ・ 実施計画書（別紙様式11-2）
 ・ 費用対効果分析（別紙様式11-3）
 ・ 添付資料

各2部

9 課題提案会の開催

開催する場合には、応募者に対して事前に連絡します。

10 その他

本公示に記載なき事項は、公募要領等によるものとします。

11 問い合わせ先

事業実施場所	問 合 せ 先
北海道	北海道農政事務所 農政推進部 経営・事業支援課 所在地：〒060-0004 北海道札幌市中央区北4条西17-19-6 電 話：011-642-5485(直通) F A X：011-613-3793
青森県、岩手県 宮城県、秋田県 山形県、福島県	東北農政局 経営・事業支援部 事業戦略課 所在地：〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 電 話：022-263-1111(内線4377) F A X：022-722-7378
茨城県、栃木県 群馬県、埼玉県 千葉県、東京都 神奈川県、山梨県 長野県、静岡県	関東農政局 経営・事業支援部 事業戦略課 所在地：〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 電 話：048-740-5350(直通) F A X：048-740-0081

新潟県、富山県 石川県、福井県	北陸農政局 経営・事業支援部 事業戦略課 所在地：〒920-8566 石川県金沢市広坂2-2-60 電話：076-232-4233(直通) FAX：076-234-3076
岐阜県、愛知県 三重県	東海農政局 経営・事業支援部 事業戦略課 所在地：〒460-8516 愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 電話：052-746-1215(直通) FAX：052-219-2670
滋賀県、京都府 大阪府、兵庫県 奈良県、和歌山県	近畿農政局 経営・事業支援部 事業戦略課 所在地：〒602-8054 京都府京都市上京区西洞院通下長者町下ル 丁子風呂町 電話：075-414-9024(直通) FAX：075-414-7345
鳥取県、島根県 岡山県、広島県 山口県、徳島県 香川県、愛媛県 高知県	中国四国農政局 経営・事業支援部 事業戦略課 所在地：〒700-8532 岡山県岡山市北区下石井1-4-1 電話：086-224-9415(直通) FAX：086-224-7713
福岡県、佐賀県 長崎県、熊本県 大分県、宮崎県 鹿児島県	九州農政局 経営・事業支援部 事業戦略課 所在地：〒860-8527 熊本県熊本市春日2-10-1 電話：096-211-9331(直通) FAX：096-211-9825
沖縄県	内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 食品・環境課 所在地：〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 電話：098-866-1673(直通) FAX：098-860-1179

12 本事業の全般に係る問い合わせ先

農林水産省 食料産業局 産業連携課 産業連携推進班

所在地：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

電話：03-6738-6474

FAX：03-6738-6475

以上公示する。

平成24年9月3日

農林水産省食料産業局長
針原 寿朗